

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 第 5 期中期目標・中期計画対照表（案）

第 5 期中期目標（案）	第 5 期中期計画（案）
<p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p>
<p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 28 年 4 月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し設立された。その起源は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関として平成 3 年に創設された学位授与機構である。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に果敢に取り組み、文部科学省の政策目標達成に欠くことのできない法人として高等教育の発展の一翼を担い続けている。</p> <p>現在、我が国の社会はあらゆる側面において目まぐるしく変化しており、今後は従来の枠組みの延長線上では対応できない事態に直面することも想定され、高等教育は大きな転換期を迎えている。とりわけ、少子化については、2022 年（令和 4 年）の出生数は 77 万 759 人となり、統計を開始した 1899 年（明治 32 年）以降で最小となった。こうした状況に歯止めをかけ、若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでに少子化の流れを反転させるため、令和 5 年 6 月に「こども未来戦略方針」を策定し、政府を挙げて少子化対策に取り組んでいる。</p> <p>また、少子化対策以外にも、コロナ禍を契機とした遠隔教育の急激な普及や国際情勢の不安定化の懸念が強まる中での高等教育機関における国際交流の分断など、高等教育を取り巻く環境も大きく変化している。</p> <p>こうした状況の中、我が国では教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することができる「教育立国」の実現を目指しており、高等教育に関しては、大学の認証評価のための法改正、全学的な教学マネジメントや質保証システムの確立、大学設置基準の改正等などの取組を推進してきた。</p> <p>また、令和 5 年 6 月に閣議決定された第 4 期の教育振興基本計画において</p>	

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>も、高等教育段階において、大学等に進学する学生が、組織的・体系的な質の高い教育を受けられるようにするための大学改革を徹底するとともに、大学教育に係る情報公開の推進、教育研究の質的向上のための条件整備を進めることや、デジタル、グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学及び高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに創設された基金を活用し、機動的かつ継続的な支援を行うことなどが方向性として示されている。</p> <p>機構は、学位授与事業、大学等評価、施設費の貸付・交付事業を行うことにより高等教育の発展に貢献してきており、これらの業務を通じて大学等に関する様々な情報が蓄積されるとともに、内外における高等教育に関する他機関とのネットワークが構築されている。機構には、これらの特色を活かし、国際的な質保証活動への積極的参画、国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供機能、リカレント教育の拡充の支援が期待されている。また、機構が有する大学等に関する情報の提供については、受け手である社会や大学、学生等による活用がより促進されるよう、公開の内容や方法などを工夫した効果的な情報発信が期待されている。</p> <p>加えて、令和4年12月2日、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」が成立し、機構の目的として、文部科学大臣が定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和5年2月28日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）に基づき、学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することが追加され、新たな役割を發揮していくことが求められている。</p> <p>以上を踏まえ、機構は我が国の高等教育の発展に資するとともに、我が国社会の発展に寄与するという業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得て、以下に示す業務運営を行う。</p> <p>（別添）政策体系図</p>	

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>II 中期目標期間</p> <p>機構は、我が国の高等教育の発展に資することを目的として業務を実施していることから、中期目標の期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間とする。</p>	
<p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 大学等の評価</p> <p>我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。 特に、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。</p> <p>(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。 評価に当たっては、第4期中期目標期間における中期目標の大綱化や同委員会が定めた評価方法等の方針に適切に対応しつつ、法人の負担軽減を考慮した効果的かつ効率的な方法で実施する。</p>	<p>1 大学等の評価</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。</p> <p>(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間における教育研究の状況について、令和8年度に4年目終了時評価を、令和10年度に6年目終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。 評価に当たっては、第4期中期目標期間における中期目標の大綱化や同委員会が定めた評価方法等の方針に適切に対応しつつ、法人の負担軽減を考慮した効果的かつ効率的な方法で実施する。 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間に</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none">1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断）1-2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断）1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断） <p>【目標水準の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none">1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。1-2 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。	<p>おける教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第5期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>2 国立大学法人等の施設整備支援</p> <p>我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。</p> <p>(1) 施設費貸付事業 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。 事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。</p> <p>(2) 施設費交付事業 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。</p> <p>【評価指標】</p> <p>2-1 施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断） 2-2 施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断）</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>2-1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（令和元～5年度の各年度平均実績：○箇所）、債権回収率（令和元～5年度の実績：毎年○%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年○%）等を参考に判断する。 2-2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を</p>	<p>2 国立大学法人等の施設整備支援</p> <p>(1) 施設費貸付事業 ①施設費の貸付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>②資金の調達及び債務の償還 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により効率的な資金の調達を行う。 また、貸付先訪問調査等の実施を通じて、貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。</p> <p>(2) 施設費交付事業 ①施設費の交付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p> <p>②交付対象事業の適正な実施の確保等 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。 あわせて、文部科学省に協力して、各国立大学法人等に対し、施設費交付事業の財源となる不要財産処分の重要性が周知されるよう取り組む。</p> <p>(3) 国から承継した財産等の処理</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（令和元～5年度の各年度平均実績：○箇所）等を参考に判断する。</p>	<p>①承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。</p> <p>②旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。</p>
<p>3 学位授与</p> <p>高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 短期大学・高等専門学校卒業生等さらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。</p> <p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授</p>	<p>3 学位授与</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>①学士の学位授与 短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。</p> <p>②専攻科の認定 学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>与する。</p> <p>(3) 学位授与事業の普及啓発 機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。</p> <p>【評価指標】</p> <p>3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況(学位取得者数等を参考に判断)</p> <p>3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況(学位取得者数等を参考に判断)</p> <p>3-3 学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況(申請者数等を参考に判断)</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。</p> <p>3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。</p> <p>3-3 パンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。</p>	<p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>①学士、修士又は博士の学位授与課程の認定課程 機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。</p> <p>②課程の認定 省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p> <p>(3) 学位授与事業の普及啓発 機構による学位授与の制度等に対する社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るため、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、ターゲットごとに有効な情報発信の方法を検討・実施し、戦略的な広報活動に努める。 また、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請案内等の充実及び利便性の向上に努める。</p>
<p>4 質保証連携</p> <p>我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。</p> <p>(1) 大学連携・活動支援 大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための</p>	<p>4 質保証連携</p> <p>(1) 大学連携・活動支援</p> <p>①大学等との連携 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。 また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>教育情報の公開・活用等を支援する。</p> <p>① 大学等との連携 大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。</p> <p>② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 財務マネジメント機能の向上等の国立大学法人の運営基盤の強化促進を支援するため、国立大学法人と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、広くその成果の提供を行う。</p> <p>③ 大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。 なお、運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。</p> <p>④ 評価機関との連携 我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。</p> <p>(2) 国際連携・活動支援 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づき、我が国における国内情報センター（N I C）としての役割を果たす。</p> <p>① 国際的な質保証活動への参画 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に関する相互理解の更なる促進を図る。</p>	<p>に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 国立大学法人の協力を得て、大学運営に関する情報の分析、財務経営に関する取組事例の収集、病院経営分析に資する指標の提示や研修の実施等に取り組む。また、これらの成果を広く国立大学法人等に提供する。</p> <p>③大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。 また、検証結果を踏まえて、利用者をより意識した効果的な情報発信及び利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。</p> <p>④評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。</p> <p>(2) 国際連携・活動支援</p> <p>①国際的な質保証活動への参画 諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と高等教育の質保証に関する連携活動に取り組み、国内外の質保証の制度・動向に関する情報の交換及び知見の共有を図る。</p> <p>②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 我が国における国内情報センター（N I C）として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する</p>

第5期中期目標（案）

第5期中期計画（案）

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

調査及び情報提供並びに諸外国のNIC等との連携活動を行う。

【評価指標】

- 4-1-1 大学等と連携して実施した取組の実施状況(研修等の開催実績等を参考に判断)
- 4-1-2 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況(大学運営に関する情報、財務経営に関する取組事例等の提供状況を参考に判断)
- 4-1-3 大学ポータルサイトの運用状況(参加大学数等を参考に判断)
- 4-1-4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況(会議開催実績等を参考に判断)
- 4-2-1 国際的な質保証活動への参画及び情報提供の状況(交流実績や成果等を参考に判断)
- 4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況(提供情報の利用状況等を参考に判断)

【目標水準の考え方】

- 4-1-1 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。
- 4-1-2 国立大学法人へ適切な方法で成果を提供しているか、国立大学法人への提供状況及び国立大学法人の活用状況等を参考に判断する。
- 4-1-3 大学ポータルサイトを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利便性向上のための取組状況等を参考に判断する。
- 4-1-4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>4-2-1 国際的な質保証活動に積極的に取り組んだか、諸外国の質保証機関等との交流実績や成果物等を参考に判断する。</p> <p>4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数、セミナー参加者数等を参考に判断する。</p>	
<p>5 調査研究</p> <p>我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。</p> <p>(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究 我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。</p> <p>(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。</p> <p>(3) 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 我が国の大学等の改革の支援や学位の授与に対する社会の要請に応えるため、情報処理の観点からその情報基盤と情報分析に関する調査研究を行う。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。</p>	<p>5 調査研究</p> <p>(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究</p> <p>①大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤の強化促進支援の基礎となる調査研究を行う。</p> <p>②大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施結果を分析・検証し、効果的で効率的な評価の在り方を検討するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システム等の在り方について調査研究を行う。</p> <p>③調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。</p> <p>(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>①学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して基礎となる研究を行うとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について調査研究を行う。</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>【評価指標】</p> <p>5-1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況</p> <p>5-2 社会への調査研究の成果の提供・公表状況</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>5-1 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映され、各事業の改善に活用されたか、各事業への活用状況及び各事業担当部課との連携状況等を参考に判断する。</p> <p>5-2 調査研究の成果が社会に提供・公表されたか、関連学協会及び機構の学術誌、研究会・研修会等を通じた公表実績を参考に判断する。</p>	<p>②機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方について調査研究を行う。</p> <p>③調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。</p> <p>(3) 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究</p> <p>①大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤に関する調査研究 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応える情報基盤の在り方や構築方法について調査研究を行う。</p> <p>②大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析に関する調査研究 機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応える情報分析の方法や活用方策について調査研究を行う。</p> <p>③調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業や学位授与事業などの事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。</p>
<p>6 大学・高専成長分野転換支援</p> <p>基本指針及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」（令和5年4月13日文科科学大臣認可。以下「実施方針」という。）に基づき、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置そ</p>	<p>6 大学・高専成長分野転換支援</p> <p>(1) 助成金の交付 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和5年2月28日文科科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び「独立行政法人大学</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
<p>の他組織の変更に関する助成金の交付及びフォローアップとしてその取組の実施状況の把握等を行う。</p> <p>【評価指標】 6-1 助成金の交付及びフォローアップの実施状況（公募・審査状況、選定件数等を参考に判断）</p> <p>【目標水準の考え方】 6-1 基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付及びフォローアップを適切に行ったか、公募・審査の実施状況、選定件数、交付の審査状況等を参考に判断する。</p>	<p>改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」（令和5年4月13日文科科学大臣認可。以下「実施方針」という。）に基づき、大学及び高等専門学校に対して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定した大学及び高等専門学校に助成金を交付する。</p> <p>(2) 取組の実施状況の把握等 交付対象となった大学及び高等専門学校における学部再編等に係る検討状況、取組の実施状況等をフォローアップに関する規定等に基づき把握するとともに、その内容を基に、各大学等における取組の効果を測定し、その結果を公表する。また、定期的に会議（機能強化会議）を開催するなどの方法により、交付対象となった大学等の相互の連携等の促進を図る。</p>
<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。</p> <p>3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表す</p>	<p>1 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化の推進等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。 また、契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
る。	<p>3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>
V 財務運営の改善に関する事項	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項
<p>1 予算の適切な管理と効果的な執行等 自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p> <p>2 資産の有効活用 保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。</p>	<p>1 予算の適切な管理と効果的な執行等 自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p> <p>2 資産の有効活用 小平第2住宅については、入居率が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>
	IV 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画
	<p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p>
	V 短期借入金の限度額
	<p>1 短期借入金の限度額 ○億円</p> <p>2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
	<p>費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>VI 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>
<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>
<p>1 内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。 また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>2 情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO 及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 「政府機関等のサイバー情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p> <p>3 人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。</p>	<p>1 内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。</p> <p>2 情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO 及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 「政府機関等のサイバー情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p> <p>3 施設・設備に関する計画 中長期的な施設・設備の維持管理において、トータルコストの縮減や良好な状態を維持するため、令和3年3月に策定した「インフラ長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に改修等を実施する。</p> <p>4 人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。</p>

第5期中期目標（案）	第5期中期計画（案）
	<p>5 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>6 積立金の使途 前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。</p>